

平成二十七年四月二十七日提出
質問 第二一四号

「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回
質問主意書

提出者 鈴木貴子

「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回

質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第二〇二号）並びに「政府答弁書」（内閣衆質一八九第一〇八号、一七〇号、一八五号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書や過去の質問主意書で、政府答弁書を起案した者の官職氏名を繰り返し問うてきたが、過去の政府答弁書では何ら明らかにされておらず、誠実な答弁がなされていない。そもそも、公の職にある者の身分は明らかにするものである。また、政府答弁書は閣議決定を経るものであり、その政府の最高意思決定機関である閣議で議論が行われず決裁書に署名するだけのものになってしまっており、閣議の形骸化が問われていると考える。改めて、政府答弁書を起案した者の官職氏名を明らかにされたい。

右質問する。